

第 3 回審議会における主な意見等

適正規模について

1. 18 学級を超えている小学校が 9 校、中学校が 1 校ある現状を踏まえて、小委員会で定めた方向性で良い。また、小学校では令和 7 年度に全学年で 35 人学級編制となる状況や実現可能性を考えると 1 学級あたりの人数は明記する必要はないと考える。
2. 40 人学級編制であれば 3 学級となる児童数でも 35 人学級編制により 4 学級となっている（1 学年あたり 106～120 人）。現状では 18 学級（1 学年 3 学級）を超えた場合に、直ちに教育活動に支障をきたしているとは言えない。
3. 35 人学級編制の導入に際して、国の議論において 30 人学級編制を望ましいとする意見が出ており、1 学級あたりの人数について教育上望ましい規模を明記するべきである。5 年後、10 年後を見据えたときに、子どもたちのことを考えて理想を掲げることは重要であり、経費を掛けてでも実現を目指した方が良い。
4. この 10 年間で 1 人の先生が 1 クラスを指導するのではなく、複数の先生が関わりながら指導する動きが出つつあり、審議会として理想を掲げるのであれば 1 つの集団を 1 人の先生が見る形から改めてもいいのではないか。
5. 私立中学校でも 1 学級 40 人（1 学年 7 学級）で運営されているが、子どもたちも全く問題なく楽しく過ごすことができている。
6. 区では小中学校合わせて約 2,000 人の正規教員に加えて、会計年度任用職員として学力向上専門員や学校生活支援員など多くの人員が配置されており、児童・生徒の学習や生活をサポートする体制を組んでいる。
7. 中学校の先生は 1 学級 40 人を基本として様々な工夫に取り組んできており、現状に問題がある訳ではない。
8. 区が独自で教員を採用することは費用面だけでなく人材確保面からも困難であり、避けるべきである。教員確保は全国の自治体で課題とされており、自治体により教員採用試験の倍率は 1 倍程度となっている。
9. 多くの自治体では適正規模を学級数で判断しているが、学級数に加えて児童生徒数にも着目して検討するべきである。同じ学級数でも児童生徒数には幅がある。

適正配置について

10. この 10 年間で日本の小中学生が 100 万人減少したという報道があった。区では児童生徒数が増加している地域もあるが、将来的には統廃合を含めた学校施設の減少を見据えて学校配置を検討する必要がある。
11. 再開発や大規模集合住宅の建設による児童生徒数への影響は比較的短期間であり、現在大規模となっている学校においても、いずれは適正規模化する状況が見られる。
12. 学校施設には避難所としての役割が求められる中、中学生は地域のことをよく知っており、体力的にも災害対応の担い手として即戦力になることができる。この審議会ではそのような部分も含めて審議をしていくべきである。
13. 学校施設には防災活動拠点や地域活動拠点としての役割が求められるが、一番大切なのは将来推計を踏まえた適正規模の実現、子どもファーストの検討である。例えば、図書室とパソコン室が連携したメディアセンター機能や不登校の児童生徒に配慮した機能、少人数学習を含めた多様な学習活動ができる場を備えることが大事なのではないか。
14. 子どもの視点に立って考えたときに、これからの学校には「遊び場」としての機能が求められるのではないか。公園や公共施設では活動が制限されて自由な遊びが難しい状況があり、安全面も考えて見守り機能がある学校で伸び伸びとサッカーや野球をやったり、自然と触れ合うことは子どもの成長にとって非常に重要となる。

適正規模化の方法について

15. 大規模校に対する配慮を検討するにあたり、学校の実態や学校運営上の取組などを把握するため、大規模校の校長に小委員会や審議会へ出席していただき、ヒアリングを実施しても良いのではないか。
16. 地域での協議会に参加した際、意見を出すことが難しいと感じた。教育委員会としての方針を協議会で示した方が意見や議論がしやすくなるのではないか。
17. 大規模集合住宅の建設に伴う通学区域の変更は仕方ないのかもしれないが、そこに住む立場からすると小さいころから楽しみにしていた小学校に行けず、子どもががっかりすることもある。先々に児童生徒数が減少する見込みがあれば、できる限り通学区域の変更は行わない方が良い。

18. 統廃合時に良好な関係を築くためには、一方の校名や校歌を使うのではなく、新しい学校として校名や校歌を作るなど、小規模化対応のガイドラインを作ってはどうか。そうすることで両校の関係者や卒業生、地域の方も納得できる形になると考える。
19. 通学区域は地域のコミュニティ単位として、これからの防災や地域活動にとっても重要となるため、大規模集合住宅への対応として通学区域を変更するのではなく、その大規模集合住宅については通学区域外の学校に通学すること（飛び地の通学区域設定）も検討する必要があるのではないか。
20. 教育上望ましい規模や大規模校に対する配慮を検討する際、アンケートは時間と労力がかかることに加えて教員にとっても負担となるため、校長や副校長など対象を絞った形でヒアリングを行うことから始めるべきである。
21. 赤塚地域では大規模な小学校が多く、ある学校の通学区域を小さくすると周辺校のさらなる大規模化につながるため適正規模化に向けた対応が難しい。教室を増やすなど学校施設の充実を図ることを大規模校の対応とするべきである。
22. 小学校では特に低学年において、各児童について把握したうえで校外学習などの活動を行うことが重要である。1学年で5～6学級のような大規模な状況では、1学年を2つのグループに分け、規模をある程度小さくして把握・行動することで安全面への工夫に取り組んでいる。
23. 中学校では学年で活動することが多く、学校規模が大きくなることで1学年に各教科の教員を配置できるメリットがある。また、生徒に対して様々な教員が関わることができることも学校運営上のメリットである。
24. 大規模校ではトラブル対応を担う管理職（校長・副校長）や専科教員の負担が大きくなるのが想定されるため、増築をはじめとする施設的な対応に加えて、教員をサポートする人材の配置等ソフト面での対応も検討するべきである。区が独自で教員を採用することが困難であれば、国や都に対して基準の見直しを要望することも選択肢である。
25. 大規模校における学校運営上の配慮や取組については、他自治体へヒアリングを行った方が良い。

通学区域について

26. 区が基準としている通学距離小学校1km程度、中学校1.5km程度は引き続き維持した方が良い。また、多くの公立学校施設は1960年から80年代に建築されており、改築を控

えた状況がある中、改築工事を効率的に行うためには改築時の近隣用地の仮設利用（建替用地の確保）が重要となってくる。

27. 区では学びのエリアが同じ中学校の先生が小学校で授業を行うなど小中一貫教育の推進に向けた取組が行われているため、通学区域の検討にあたっては小学校と中学校の通学区域の整合性を図るべきである。
28. 通学区域の検討にあたっては、小中学校の通学区域の整合性に加えて警察署の管轄や地域センターの管轄との整合性にも配慮するべきである。
29. 通学区域見直しや将来推計の際には、大規模集合住宅の建設に影響を与える高さ制限をはじめとする地域特性（都市計画・用途地域情報）を考慮した方が良い。